



寒川町公共下水道事業経営戦略

(令和 8 年度～令和 17 年度)

令和 8 年 3 月



目次

1	経営戦略策定の概要	1
1.1	経営戦略策定の目的	1
1.2	経営戦略の位置づけ	1
1.3	対象事業	2
1.4	計画期間	2
2	下水道事業の現況と課題	3
2.1	本町の下水道の概要	3
2.2	下水道の整備状況	4
2.2.1	下水道施設の状況	4
2.2.2	下水道の普及状況	5
2.2.3	水洗化の状況	5
2.2.4	使用水量の状況	6
2.3	下水道事業の経営状況	8
2.3.1	下水道使用料金の状況	8
2.3.2	使用料の対象経費	10
2.3.3	経費回収率	10
2.3.4	一般会計からの繰入金	11
2.3.5	企業債残高	12
2.3.6	組織体制	13
2.4	民間活力の活用等	14
2.4.1	民間活用の状況	14
2.4.2	資産活用の状況	14
2.5	経営比較分析表	15
3	経営の基本方針	16
3.1	基本方針	16
3.2	基本方針と施策	17
4	投資計画	18
4.1	今後の主な投資対象事業と方針	18
4.1.1	未普及地区整備促進	18
4.1.2	耐震化事業	19

4.1.3	雨水整備事業.....	20
4.1.4	管渠改築更新事業.....	20
4.1.5	流域下水道建設負担金（県）.....	21
4.2	その他費用.....	22
4.2.1	上下水道料金一括徴収事務委託料.....	22
4.2.2	流域下水道維持管理負担金の算定.....	23
5	財源計画.....	24
5.1	下水道使用料金収入について.....	24
5.1.1	水洗化人口の推計.....	24
5.1.2	1人1日当りの有収水量.....	27
5.1.3	使用料対象水量（有収水量）.....	27
5.1.4	使用料金収入の試算.....	28
5.2	企業債.....	29
5.3	一般会計繰入金.....	30
6	投資・財政計画.....	31
6.1	投資・財政計画.....	31
6.2	経費回収率向上のためのロードマップ.....	34
6.3	企業債計画について.....	35
7	効率化・経営健全化の取組.....	36
7.1	人材に関する事項.....	36
7.2	広域化・共同化・最適化に関する事項.....	36
7.3	その他の経営基盤に関する事項.....	37
7.4	情報公開に関する事項.....	37
7.5	経営戦略の事後検証.....	37
8	まとめ.....	38

1 経営戦略策定の概要

1.1 経営戦略策定の目的

下水道は、公共用水域の水質の保全に資するとともに、都市の健全な発達と住民の生活環境の向上に欠くことのできない公共性の高い重要な都市基盤施設です。

本町の公共下水道事業は、昭和 49 年度の事業着手以来、数度の事業計画区域の拡大を経て、令和 6 年度の処理人口普及率は 93.6%に達しており、普及率向上のための建設事業は完了に近づきつつあります。

一方、下水道事業を取り巻く状況は、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来、節水型社会への変化など社会の潮流は転換期を迎えており、下水道事業の今後の事業運営に大きな影響を及ぼすことが予想されています。

このため、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることにより、今後も利用者に下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として、この経営戦略を改定するものです。

1.2 経営戦略の位置づけ

人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、平成 26 年 8 月に総務省通知の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（総財公第 107 号・総財営第 73 号・総財準第 83 号）により、「経営戦略」を策定し経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められています。

本町においても、これからの経営環境の変化に対応するため、現状と将来見通しを踏まえ、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として、町の上位計画等に基づき「経営戦略」を改定するものです。

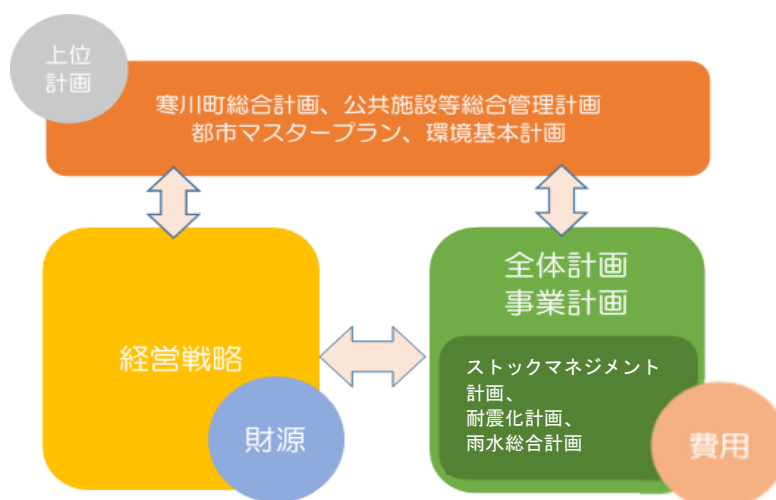


図 1-1 経営戦略の位置づけ

1.3 対象事業

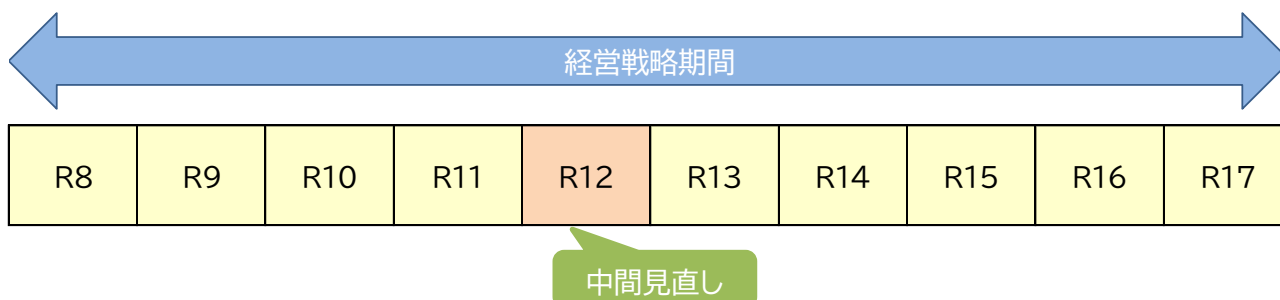
対象とする事業は、本町で実施している公共下水道事業とします。

対象事業	相模川流域関連寒川公共下水道事業
------	------------------

1.4 計画期間

経営戦略の計画期間は10年以上を基本とし、30～50年の財政見通しを作成することが必要とされており、また投資、財源及び経費の試算を行う上でもある程度、中長期的な視点に立った取り組みが必要となります。このため、計画期間は10年間としますが、原則として5年目（令和12年度）までに見直しを行うことにします。

計画期間	10年間（令和8年度～令和17年度）
------	--------------------



2 下水道事業の現況と課題

2.1 本町の下水道の概要

本町の公共下水道は、より多くの町民の生活環境の向上と公共用水域の水質汚濁防止に向けて、神奈川県が事業主体である相模川流域下水道に接続する流域関連公共下水道（汚水）として、昭和 49 年度に約 177ha の下水道法の事業認可を受け、昭和 59 年 4 月に供用を開始しました。

その後、事業計画を重ね、全体計画区域 923ha に対し、汚水事業計画区域は 835ha、雨水事業計画区域は 752ha となり、整備済面積は事業計画に対し汚水が約 9 割、雨水が約 7 割となっています。総人口普及率も 9 割を超えており水洗化率もほぼ 100% 近くです。

また、市街化区域についての整備の状況は、市街化調整区域を含めた全体計画面積 923ha に対し汚水で 8 割、雨水で 6 割の進捗状況で概成となっており、今後は市街化調整区域の整備を進めるとともに、汚水の維持管理や改築更新及び雨水幹線の整備に重点を移すこととなります。

表 2-1 寒川町の下水道計画の概要

項目	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末
①行政面積 (ha)	1,342	1,342	1,342
②市街化区域面積 (ha)	723.11	723.11	723.11
③全体計画面積 (ha)	923.35	923.35	923.35
④認可区域面積 (ha)	835.44	835.44	835.44
⑤行政人口 (人)	49,077	49,061	48,889
⑥世帯数 (戸)	22,441	22,578	22,755
⑦整備面積 (ha)	769.68	769.68	769.75
⑧整備人口 (人)	45,918	45,973	45,837
⑨処理区域面積 (ha)	768.70	768.70	768.77
⑩処理区域人口 (人)	45,865	45,909	45,756
⑪処理区域戸数 (戸)	21,116	21,271	21,437
⑫水洗化人口 (人)	44,909	45,015	44,872
⑬水洗化戸数 (戸)	20,562	20,736	20,907
⑭総人口普及率(%)⑩/⑤	93.45%	93.57%	93.59%
⑮水洗化率(人口比%)⑫/⑩	97.92%	98.05%	98.07%
⑯水洗化率(戸数比%)⑬/⑪	97.37%	97.48%	97.52%
⑰管渠延長 (m)	147,197.5	147,250.0	147,552.0

2.2 下水道の整備状況

2.2.1 下水道施設の状況

令和6年度末までに本町で整備された管渠延長は約202kmでその内訳は、汚水管渠約174km、雨水管渠約28kmとなっています。

令和6年度末時点で布設した管渠について経過年数が50年を超えていることから、今後は昭和の後期から平成の前期に集中的に整備した施設の老朽化対策が必要になってきます。(図2-1)

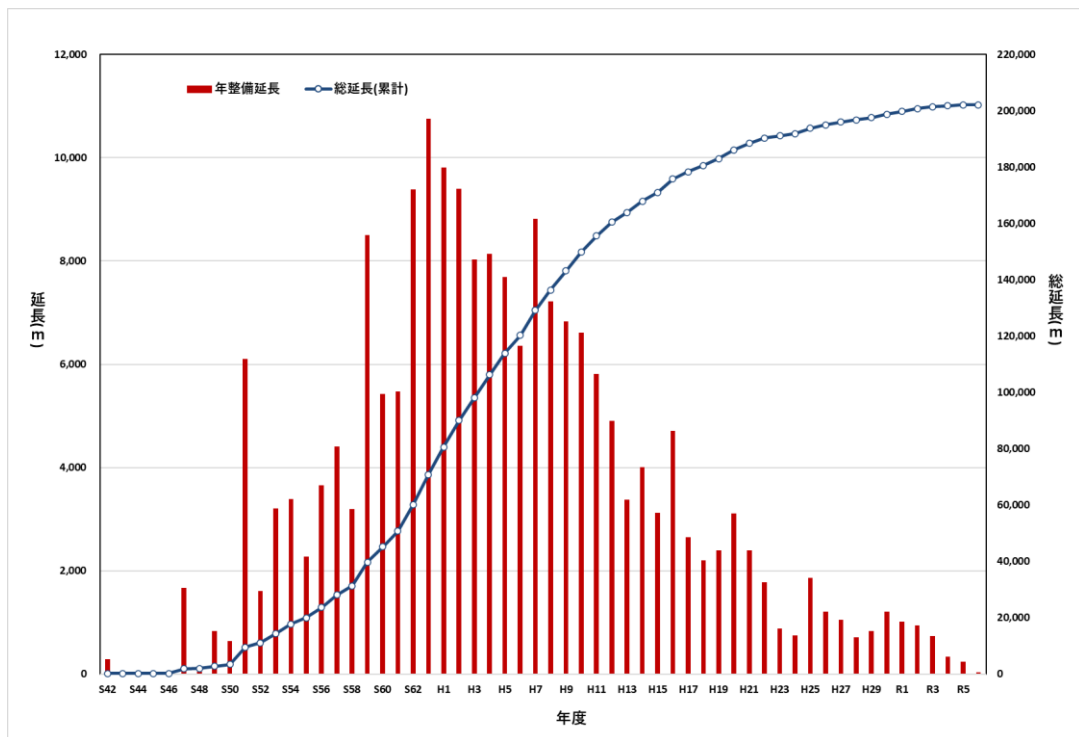


図 2-1 管渠の整備状況

(参考) 整備率等について

◎整備率(令和6年度末)

全体計画区域		
923ha		
整備済み		
汚水管	773ha (約84%)	約174km
雨水管	554ha (約60%)	約28km

◎汚水普及率(令和6年度末)

処理人口 45,756人 (行政人口 48,889人)
普及率 93.60%

2.2.2 下水道の普及状況

下水道の普及は昭和 59 年の供用開始以来、整備区域と下水道処理人口普及率※¹は順調に伸び、令和 6 年度には全体計画区域 923ha のうち 769ha を供用開始しています。

下水道処理人口普及率は、平成 17 年からの 19 年間で約 4.0%伸びましたが、近年は処理区域の拡大が横ばいとなっていることから、平成 26 年からの 10 年間で約 1.1 ポイントの伸びとなっています。(図 2-2)

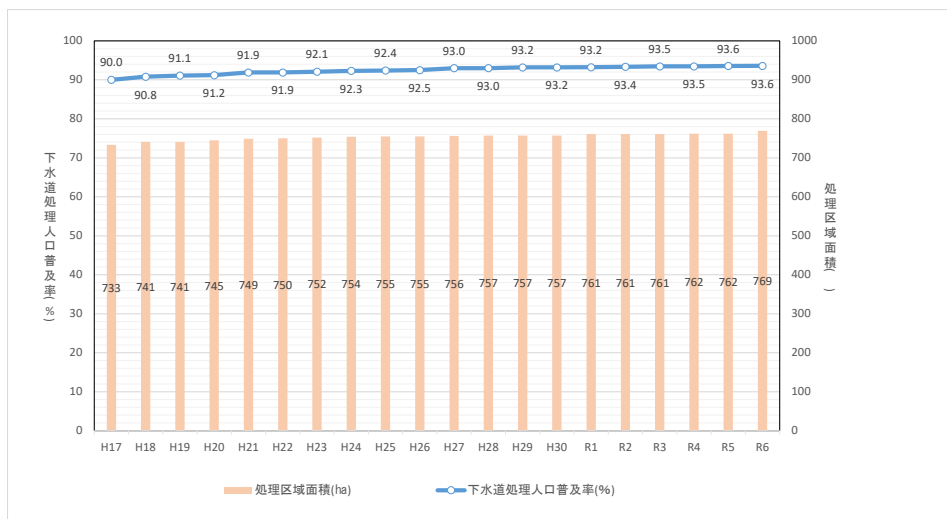


図 2-2 下水道の普及状況

2.2.3 水洗化の状況

令和 6 年度末で下水道へ接続可能な人口（処理区域内人口）45,756 人の内、44,872 人が下水道へ接続しており、水洗化率（水洗化人口※²/処理区域内人口）は約 98.1%となっています。

平成 17 年から令和 6 年の 19 年間で処理区域内人口が 3,187 人の増であるのに対し、水洗化人口は 5,698 人と大きく上回っており、近年も水洗化率は増加傾向にあります。(図 2-3)

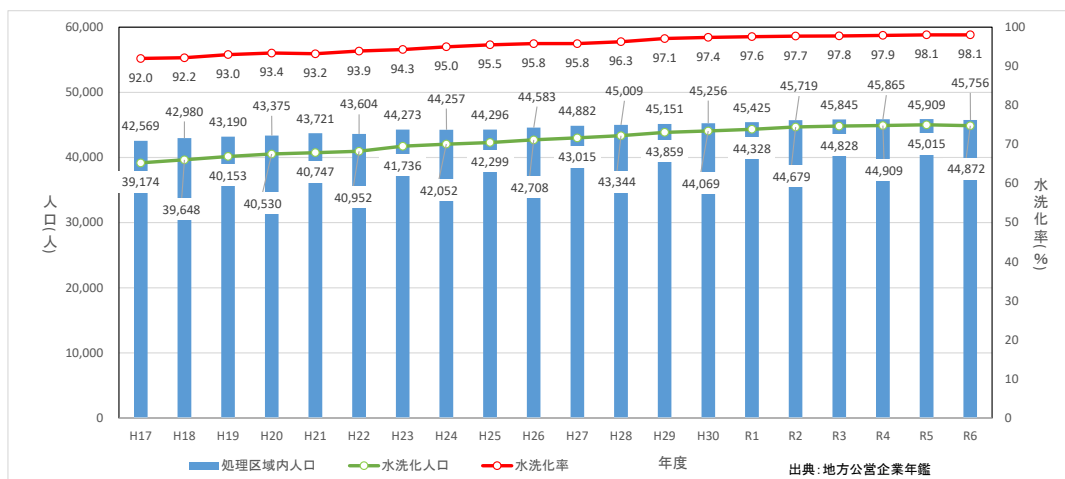


図 2-3 水洗化の状況

※¹ 下水道処理人口普及率：自治体全体の人口（行政区域内人口）に下水道利用可能区域の人口（処理区域内人口）が占める割合

※² 水洗化人口：下水道を利用可能な区域に住んでいる人のうち、実際に下水道に接続している人口

2.2.4 使用水量の状況

下水道使用料の対象となる有収水量は令和 6 年度末で約 4,791 千 m³/年で有収率※3(年間有収水量/年間汚水処理水量)は約 83.7%となっており、近年は概ね 87%前後で推移しています。(図 2-4)

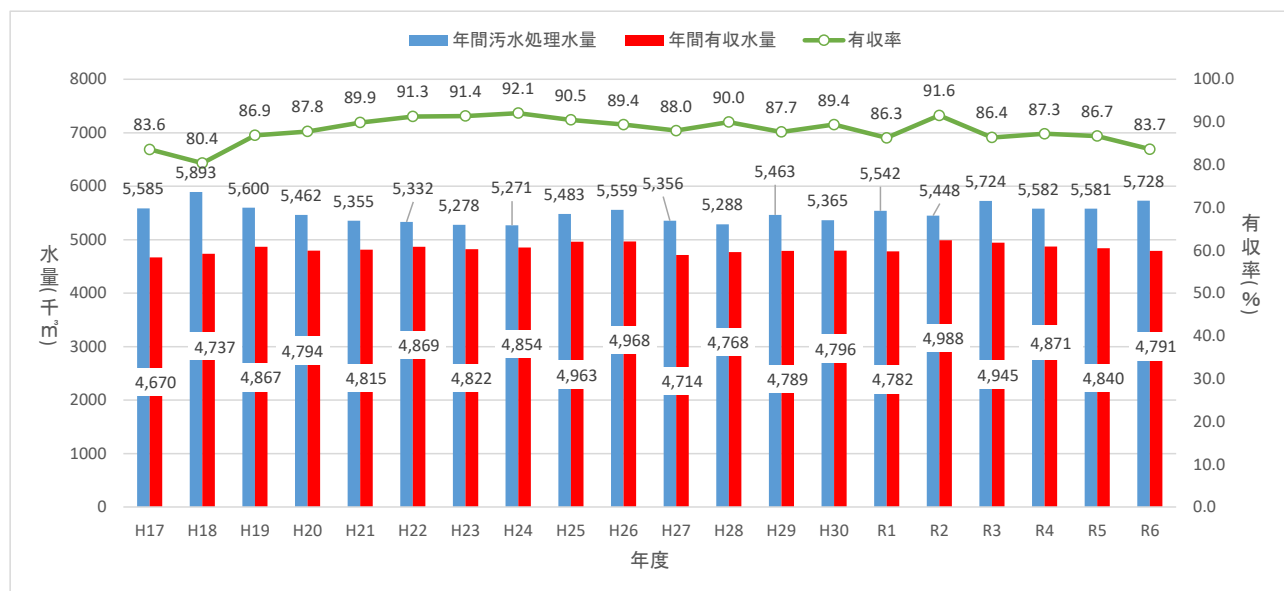


図 2-4 使用水量の状況

また、年間の有収水量は平成 26 年度まで水洗化人口の伸びに比例した増加傾向を示していましたが、平成 27 年度以降は横ばいとなっています。(図 2-5)

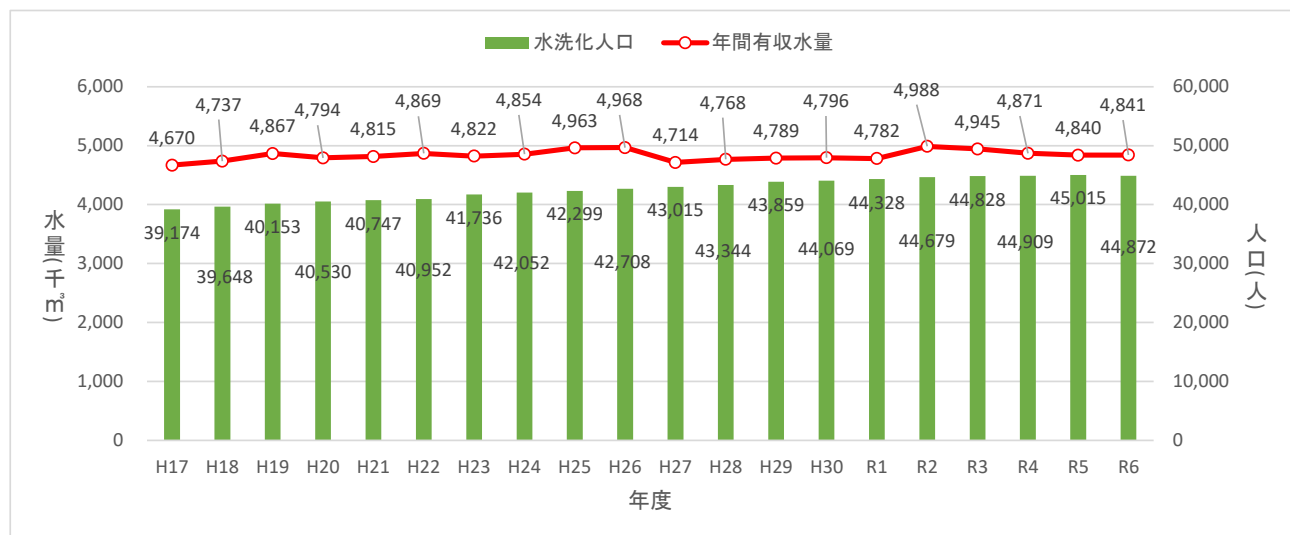


図 2-5 年間有収率の状況

※3 有収率：1 年間に処理した汚水（年間汚水処理水量）うち、下水道使用料徴収の対象となった水量（有収水量）の割合

年間の有収水量を水洗化人口と一年間の日数で除して算定した一人一日あたりの使用水量は令和6年度末で296ℓ/日で、やや高めとなっていますが、これは工場排水を含んで算出しているためと考えられます。減少傾向にあった一人一日あたりの使用水量は、近年横ばいとなっています。節水等の影響で今後も緩やかに減少していくものと想定されますが、下水道計画上で生活污水以上の量を占める工場排水の動向に大きな影響を受ける可能性があります。(図2-6)

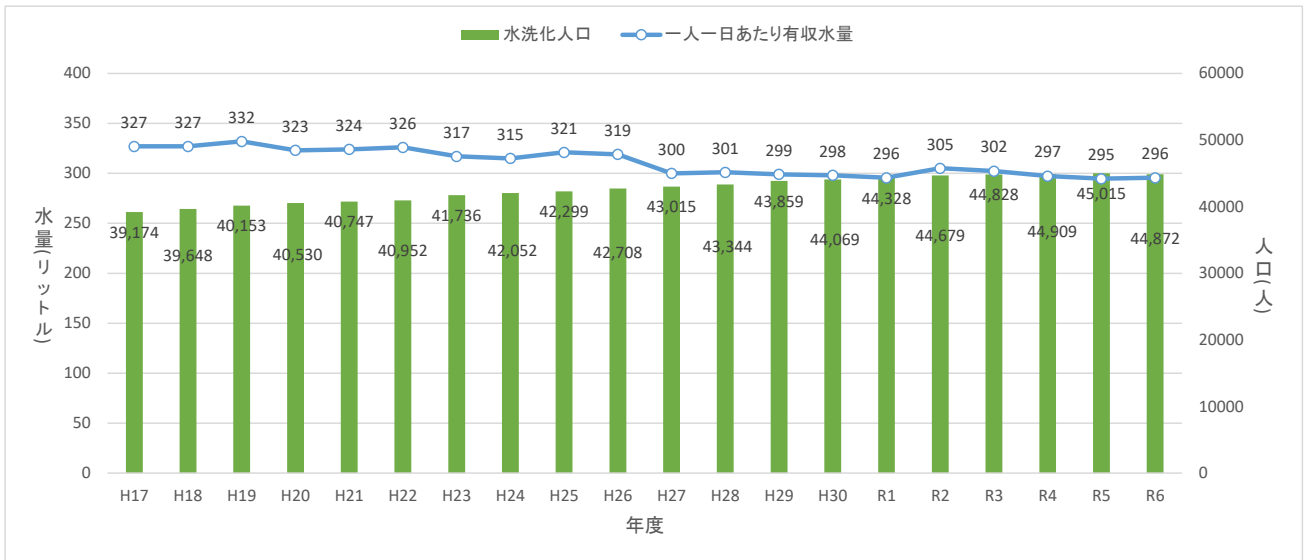


図 2-6 一人一日あたりの有収水量の状況

2.3 下水道事業の経営状況

本町では平成 27 年度に、地方公営企業法を適用し公営企業会計へ移行し、独立採算の原則に従いながら、経営の健全化・効率化に努めていますが、今後は維持管理や改築更新の時代を迎えるため、更なる経営努力が必要です。

2.3.1 下水道使用料金の状況

(1) 使用料体系の概要・考え方

本町の下水道使用料体系は、基本料金＋従量制（累進制）を採用しています。現在の使用料体系は表 2-2 のとおりで、令和 6 年度に改定されたものです。

この下水道使用料金は、維持管理費と資本費の一部に充当されています。

表 2-2 下水道使用料体系（1 ヶ月分 消費税別）

用途	使用料		
一般汚水	基本料金	8 m ³ 以下	919 円
		8 m ³ を超え～20 m ³ 以下	1 m ³ につき 118 円
		20 m ³ を超え～50 m ³ 以下	1 m ³ につき 140 円
		50 m ³ を超え～100 m ³ 以下	1 m ³ につき 185 円
		100m ³ を超え～200 m ³ 以下	1 m ³ につき 208 円
		200 m ³ を超え～300 m ³ 以下	1 m ³ につき 229 円
		300 m ³ を超え～500 m ³ 以下	1 m ³ につき 245 円
		500 m ³ を超える分	1 m ³ につき 266 円
公衆浴場	1m ³ につき	5 円	

(2) 1 ヶ月 20m³ あたりの使用料の推移

1 ヶ月 20m³ あたりの使用料の推移は表 2-3 のようになっており、令和 3 年 10 月及び令和 6 年 4 月に料金改定を行っています。

表 2-3 1 ヶ月 20m³ あたりの使用料の推移（税込み）

年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
使用料	1,942 円	1,942 円	1,942 円	1,978 円	1,978 円	2,088 円	2,088 円	2,568 円

※各年度 4 月 1 日時点の使用料です。

※令和 2 年度の増額は消費税率引上げによるものです。

また、1ヶ月20m³あたりの使用料は2,568円で、相模川流域下水道左岸処理区の関連市町の中では2番目に高価で、最も安価なG市とは600円以上の差があります。(表2-4)

表 2-4 左岸処理区関連市町の使用料

関連市町	下水道料金 (R6.4.1 現在) 1ヶ月20m ³ の使用料(税込)
A市	2,634円
寒川町	2,568円
B市	2,487円
C市	2,470円
D市	2,036円
E市	2,035円
F市	1,973円
G市	1,878円
平均	2,260円

※法適用済み

(3)使用料収入の推移

令和6年度における使用料金収入は、料金改定を行ったことにより約19.2%増加し、約7億5千5百万円(税込)となっていますが、今後も人口の減少や節水の影響により使用水量の緩やかな減少が予想されるため、料金収入も再び減少に転じる可能性も考えられます。(図2-7)

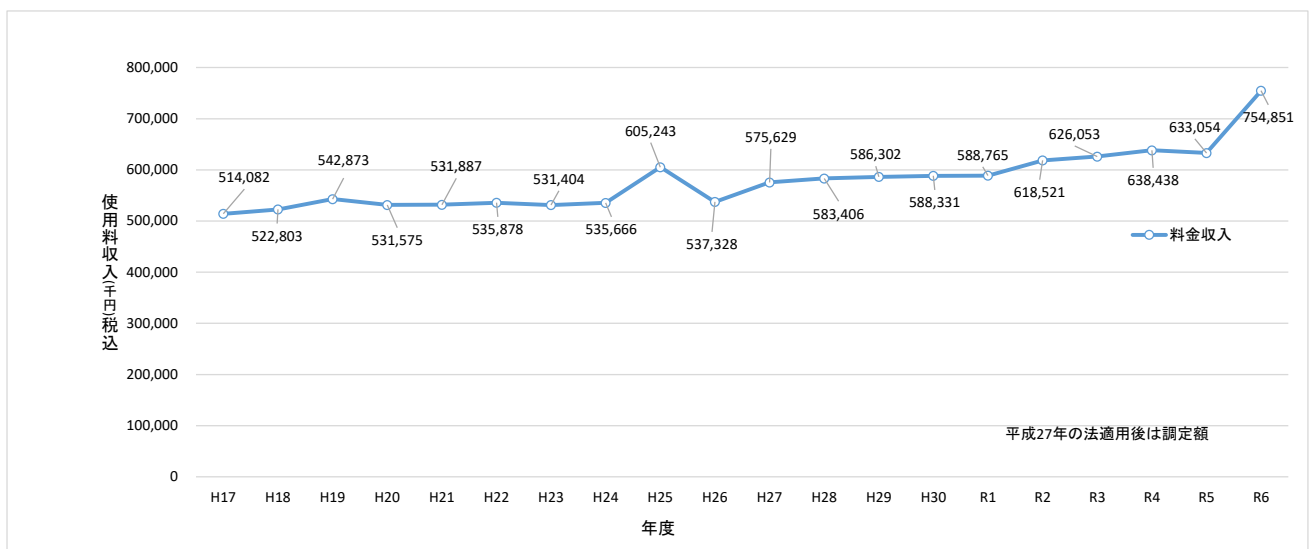


図 2-7 使用料収入の推移

※平成26年度までは収入済み額、平成27年度の法適用以後は調定額。

2.3.2 使用料の対象経費

下水道事業は、大きく汚水事業と雨水事業に分かれており、汚水は私費（使用料）、雨水は公費（繰入金）の負担原則によって各経費を賄っています。

汚水経費について、本町の1m³当たりの汚水処理に要する費用は、約165円/m³（令和6年度）となっています。国基準でも150円/m³の使用料金を求められており、この金額を使用料で賄うことが理想ですが、現在の使用料金は令和6年度で約143円/m³であり、使用料収入で汚水に係る費用を賄うことができず、その差は一般会計からの繰入金（下水道を使用していない方も支払っている税金）で補っています。（図2-8）

今後はその差を縮めていく必要があります。

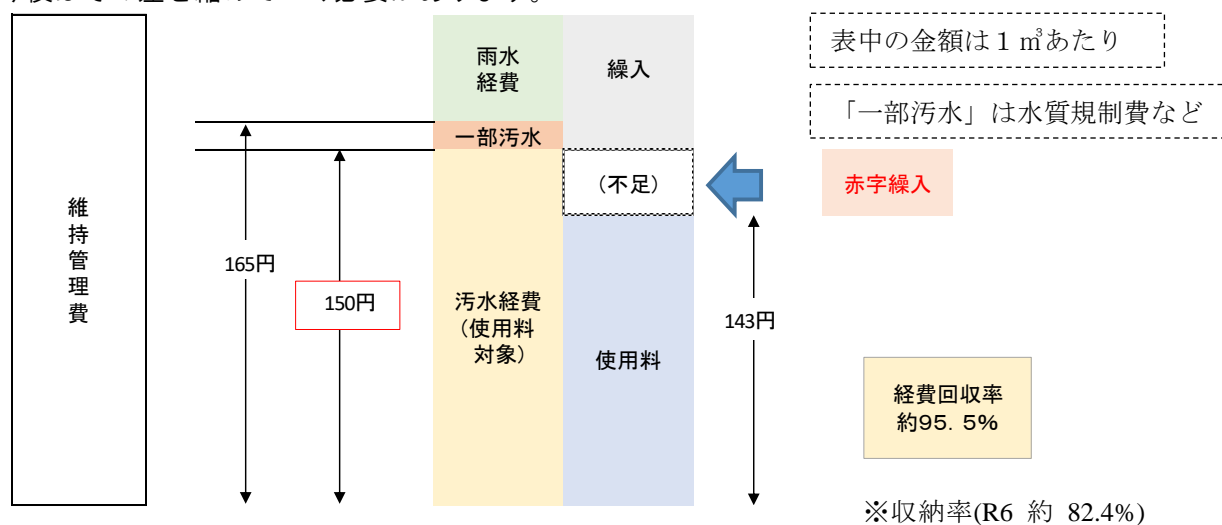


図 2-8 経費と使用料

2.3.3 経費回収率

下水道事業の内、汚水処理については原則として受益者負担が求められています。このため事業運営上の経費回収率は100%となることが望まれますが、現状では約95.5%となっています。

回収率を100%とするためには、現在の使用料金約143円と総務省が求める150円/m³との差額を、使用料の見直しやコスト削減により対応することが求められます。（図2-9）

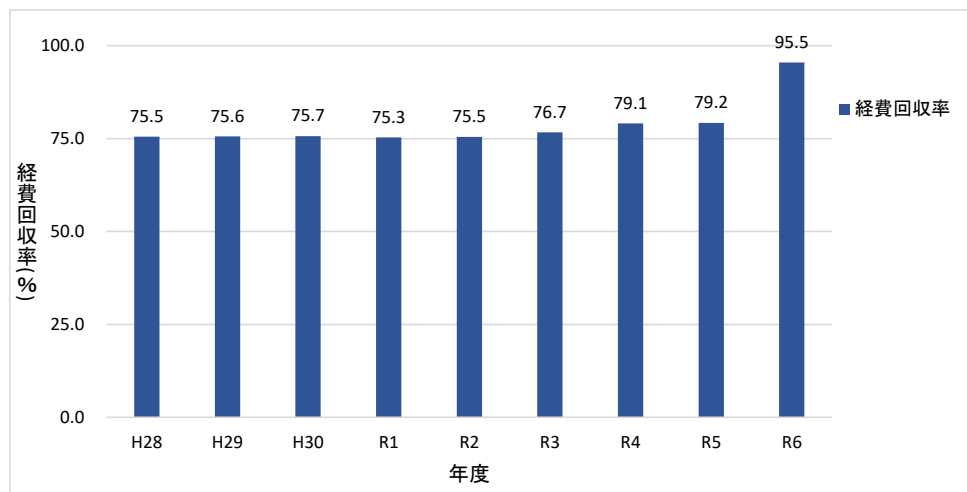


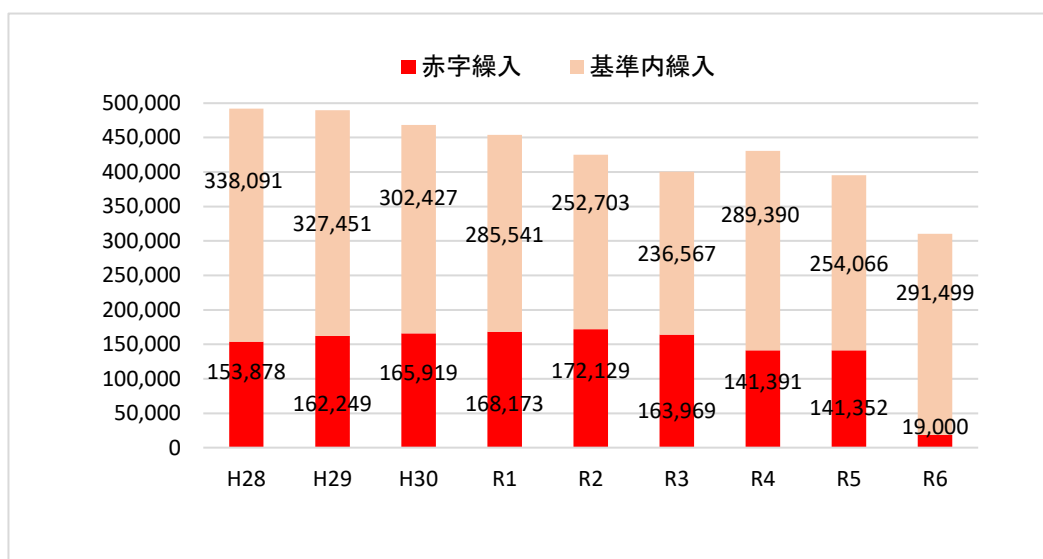
図 2-9 経費回収率の推移

2.3.4 一般会計からの繰入金

令和6年度の一般会計からの繰入金は、総額で約3.1億円であり、平成28年度に比べ概ね1.8億円減少しています。これは汚水処理に要する費用が年々減少してきたことや、料金収入の不足分の繰入金も減少したことが考えられます。（図2-10）

しかし、いまだに使用料金で汚水処理に要する費用を賄っておらず、一般会計からの繰入金が必要な状況です。汚水については、受益者負担が原則であることから、今後も赤字補てんのための一般会計からの繰入金を減らすための努力が必要です。

なお、雨水に関する費用は公費負担が原則であり、雨水事業に関する費用の全てを一般会計からの繰入金（負担金）で賄っています。このため、負担金の額は町の財政との調整による負担可能額となり、その範囲で雨水事業を実施しています。



2-10 一般会計繰入金の推移

2.3.5 企業債残高

令和6年度末の企業債元金残高は約59億円で、令和4年度は建設改良のための企業債発行額が増加したことにより、残高が増加していますが、平成28年度に比べ約7.6億円減少しました。

これは、施設建設のピークが昭和60年台から平成10年頃に終わり、近年の事業量が非常に少ないため、この状況が続けば企業債残高は確実に減少することになります。(図2-11)

しかし、今後の改築更新事業により、企業債残高は増加へ転じることは避けられません。このためストックマネジメント計画による平準化を図っていく必要があります。

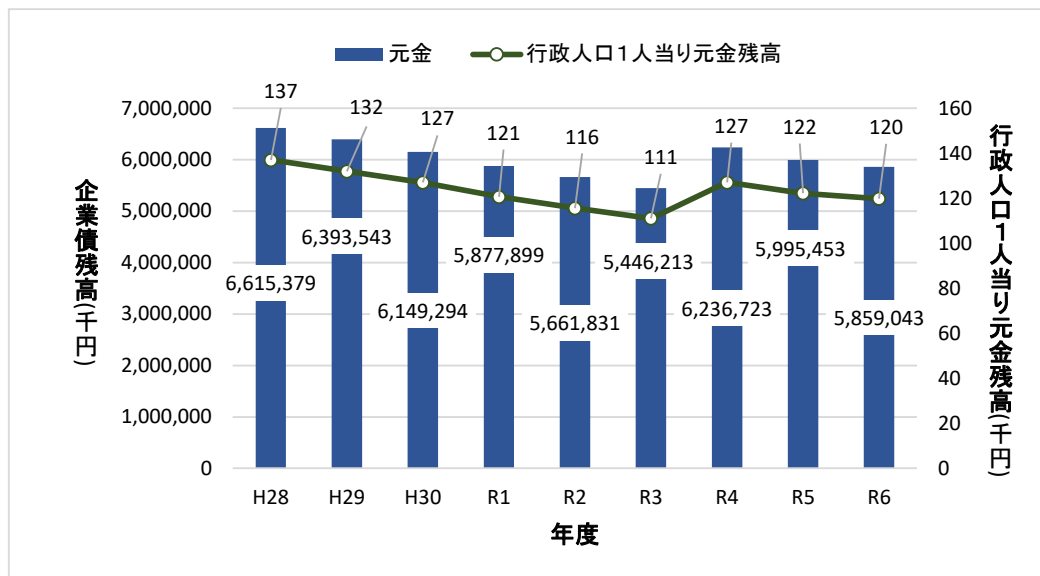


図 2-11 企業債残高の推移

また、企業債償還金は、平成28年度をピークに減少傾向となっていますが、令和4年度までは元金償還金が減価償却費を上回っており、償還負担に減価償却費充当使用料等の多くが充当されています(図2-12)。令和5年度には減価償却費が元金償還金を上回り、将来的な改築費などへ資金活用が見込めるものとなっています。

これらの状況は近年の事業量縮小によるものであり、今後の改築更新事業の状況によっては大きく異なってくるものと考えられます。

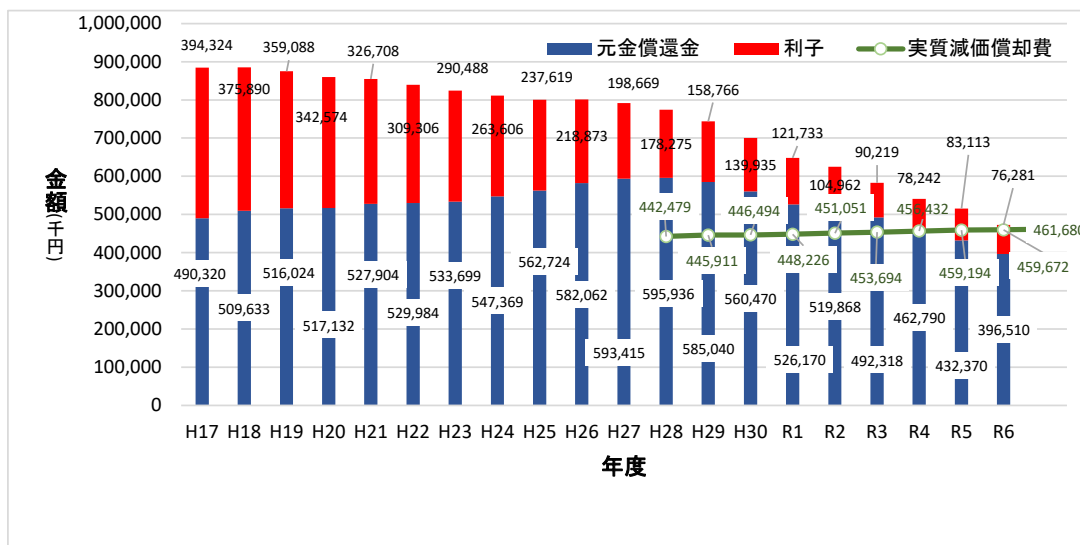


図 2-12 企業債償還金の推移

2.3.6 組織体制

(1) 職員数

下水道事業の担当部署は都市建設部下水道課で、以前は 12 人体制でしたが、令和 7 年度現在の職員数は事務系職員 3 人、技術系職員 5 人(都市建設部長除く)の合計 8 人体制になっており、慢性的な人員不足が生じている状況です。適正な人員体制に戻すよう努力します。

(2) 事業運営組織

現在の組織機構を図 2-13 に示します。

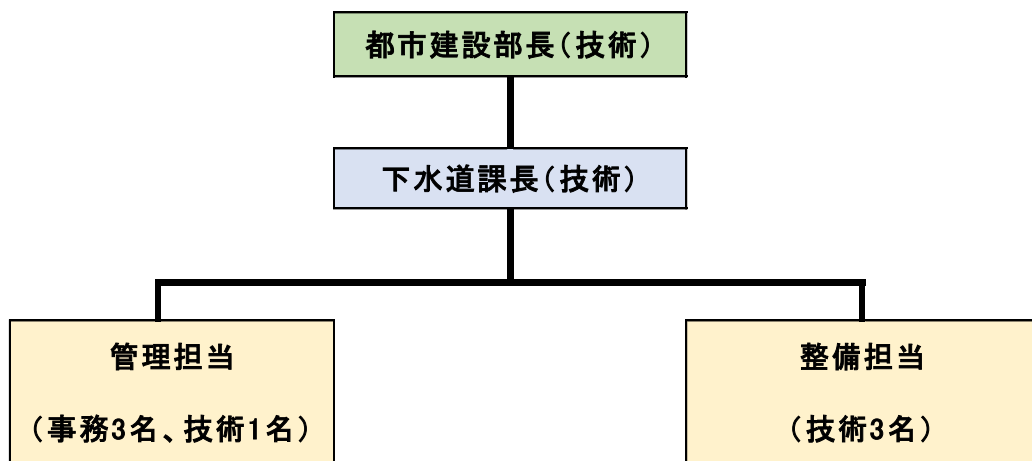


図 2-13 現状の組織体制

2.4 民間活力の活用等

2.4.1 民間活用の状況

(1) 民間委託

現在、業務の効率化や職員の負荷軽減を目的に、施設の維持管理業務の一部と企業会計の支援を民間へ委託しています。

主な民間委託業務の内容は以下のとおりです。

① 維持管理業務

- ・ 雨水幹線の浚渫及び用地の除草
- ・ マンホールポンプの維持管理及び点検整備
- ・ 下水道台帳システムデータ整備
- ・ 事業場排水水質調査分析業務委託
- ・ 破傷風の予防接種業務委託
- ・ 既設管清掃業務委託
- ・ 建設改良の改築更新業務委託

② 一般管理業務

- ・ 消費税申告に関する指導・助言
- ・ 企業会計に関する指導・助言
- ・ 経営戦略改定業務委託
- ・ スtockマネジメント計画改定業務委託
- ・ 実施設計業務委託

(2) 指定管理者制度

該当なし。

(3) PPP・PFI

官民連携（WPPP）に向けて、現在進行中です。

2.4.2 資産活用の状況

(1) エネルギー利用

該当なし。

(2) 土地・施設等利用（施設活用等）

該当なし。

経営比較分析表（令和5年度決算）

神奈川県 寒川町

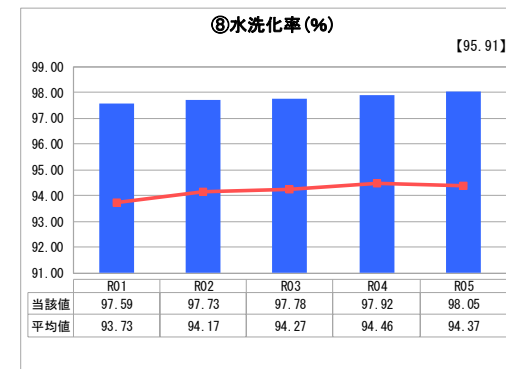
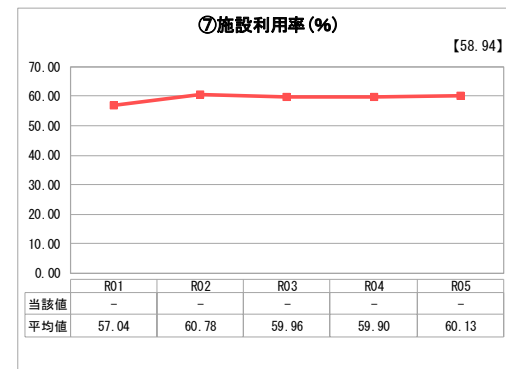
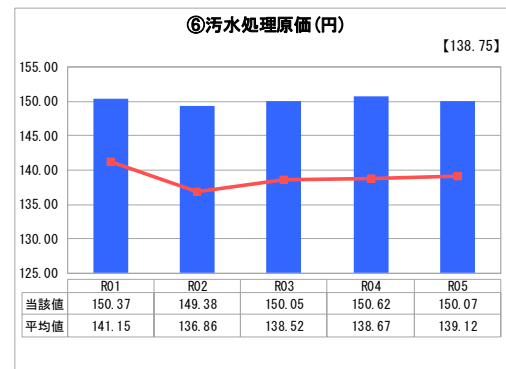
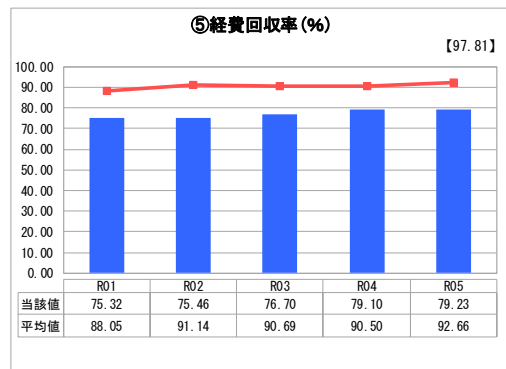
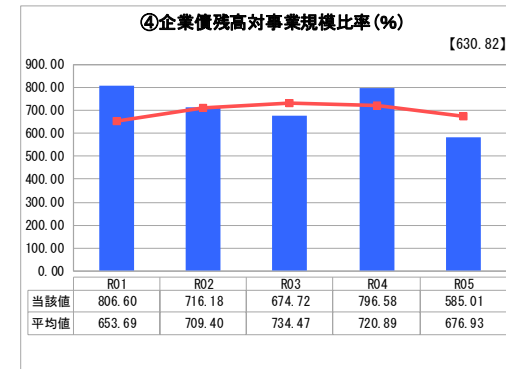
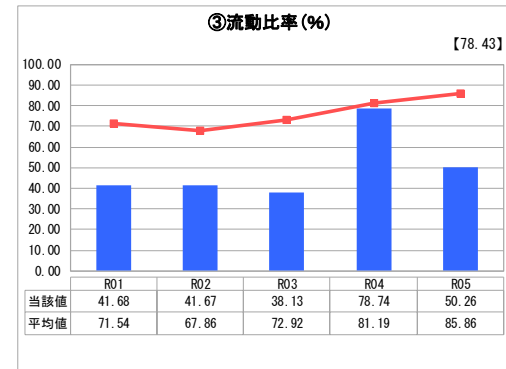
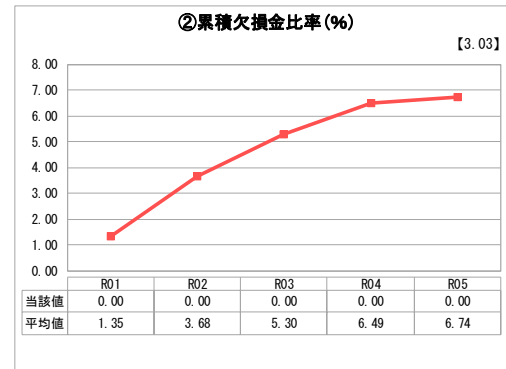
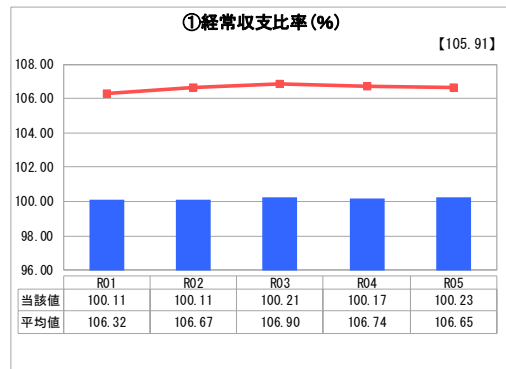
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	70.57	93.58	86.72	2,088

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
49,135	13.34	3,683.28
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
45,909	7.62	6,024.80

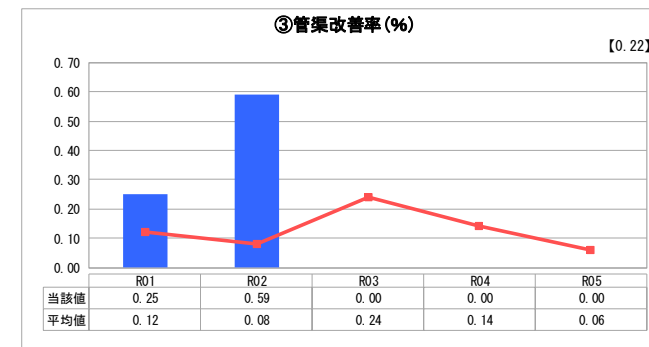
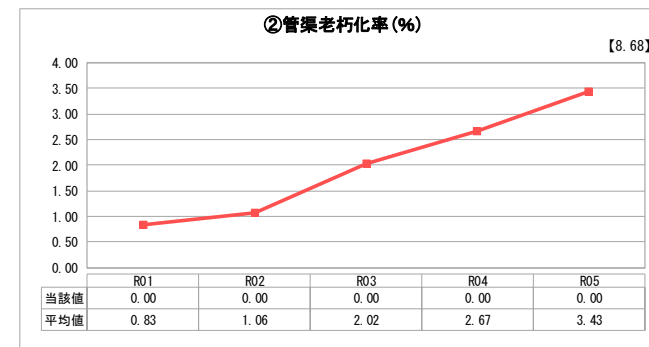
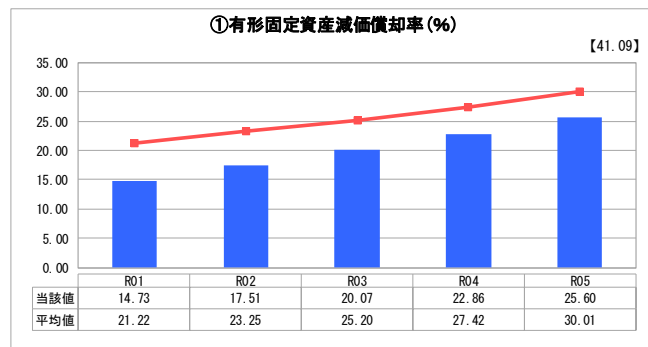
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

「①経常収支比率」は100%を超えています。また、「⑤経費回収率」は79.23%と近年は微増で推移しているものの、本来使用料で回収すべき経費で全て賄っていない状況が続いています。使用料水準の更なる適正化、経費削減を図り、経費回収率の改善を図る必要があります。

「③流動比率」はこれまで類似団体平均値を下回っている状況です。これは、保有現金に対して企業債等の支払額が高いためです。

「④企業債残高対事業規模比率」は1990年代における集中投資の企業債、令和4年度における大型な都市計画事業に伴う多額な企業債の発行が現在の財政負担として影響していますが、債務償還により減少しています。

「⑥汚水処理原価」は近年150円前後で推移しています。「⑦施設利用率」は当該施設がないため計上がありません。

「⑧水洗化率」は微増ですが、類似団体平均値より高い数値です。

2. 老朽化の状況について

「①有形固定資産減価償却率」は、年々増加しており、今後も改築更新等が進むことで増加傾向となる見込みです。

「②管渠老朽化率」は法定耐用年数(50年)を経過したものがないことから0%です。

「③管渠改善率」は、今年度の実施がないため、0%となっていますが、令和2年度に策定したストックマネジメント計画に基づき計画的、効率的な管渠の改善に努めてまいります。

全体総括

全体の経営状況としては、経費回収率や流動比率が類似団体平均に比しても低く、下水道使用料で賄うべき費用や資金面の不足を示しており、補助等による他会計資金に頼って運営する状況です。今後はこれまでの経営状況を見直し、令和2年度に策定した経営戦略に基づく使用料改定による収益改善とストックマネジメント計画に基づく適切な施設管理による投資の平準化を行い、独立採算による財政基盤を整え、将来の経営環境に即した持続可能な下水道事業を行えるよう努めてまいります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

3 経営の基本方針

3.1 基本方針

これからの下水道経営は、引き続き下水道施設の新設や接続促進など生活環境改善を進めてまいります。少子高齢化による人口減少などの社会構造の変化や集中豪雨などの自然リスクに適切に対応する必要があります。今後も持続可能な事業運営を進めるため、使用料の適正化や浸水対策、耐震対策、維持管理など、適切な収支管理を行い健全な運営に努めてまいります。

この経営戦略では以下の4項目を基本方針とします。

I. 快適な暮らしの実現

健康で快適な生活環境の享受に加え、広域的な水質保全の観点からも、下水道の接続促進を進めていきます。

II. 安全で安心なまちづくり

浸水や地震といった非常時における対策を策定し実施することで、安全で安心なまちづくりを実現します。

III. 事業継続性の確保

下水道施設の維持管理と老朽化施設の計画的な改築を行い、また健全な下水道経営を目指します。

IV. 水資源の循環

雨水浸透施設の整備についての検討を進め、水資源の循環に取り組みます。

3.2 基本方針と施策

表 3-1 経営の基本方針と施策

基本方針	施策
快適な暮らしの実現	公共下水道（污水）の整備
	・引き続き事業計画区域内の污水整備。
	下水道管路への接続促進
	・新規供用開始区域での説明会の実施。 ・過年度供用区域での戸別訪問による接続促進
安全で安心なまちづくり	浸水対策事業の推進
	・雨水幹線、雨水枝線の整備。 ・公共施設・各戸への雨水貯留・浸透施設の整備
	下水道管路の耐震化
	・重要な管路の耐震対策の実施
事業の継続性の確保	管路施設のストックマネジメントの推進
	・管路施設の現状把握とストックマネジメント計画の策定 ・計画的維持管理及び改築更新による管路の状態保全
	経営基盤の向上
	・使用料の適正化 ・維持管理の民間委託・広域化検討
	町民の参加と共働
	・広報。広聴会の開催 ・定期的な情報公開
水資源の循環	雨水浸透施設の普及促進
	・水循環を目的とした雨水浸透施設の設置促進

※上位計画との整合性について

上位計画の見直しが行われる場合には、各種計画上の下水道事業の位置づけや実施方針を踏まえ、本経営戦略を見直すこととします。

4 投資計画

4.1 今後の主な投資対象事業と方針

本町において今後必要となる事業としては、整備済み管路施設の改築更新が主たる事業になってきます。

国は、未整備地域の早期概成を目指しており、令和7年度を目途に汚水処理施設の概成を達成することを目標としています。本町では平成28年度に町全域を対象とした汚水施設の整備方針をまとめるとともに、令和6年度にストックマネジメント計画の時点修正を行い、令和7年度に次期計画の策定を予定しています。

このため、本経営戦略ではこれらの基本方針に基づき今後投資が必要な事業を以下のように整理しました。

- ① 未普及地区整備促進事業(汚水)
- ② 耐震化事業
- ③ 雨水整備事業
- ④ 管渠改築更新事業
- ⑤ 流域下水道建設負担金(県)
- ⑥ その他(参考：建設投資以外の主な経費)

4.1.1 未普及地区整備促進

本経営戦略の対象期間である今後10年間は、現在改定中の汚水処理整備構想に基づき、未普及地区整備促進事業を進めることとします。

本町の下水道は、令和7年4月末現在で769.45haを供用しています。

	令和6年度末	
全体計画面積 (ha)	事業計画面積 (ha)	整備済み面積 (ha)
923.35ha	835.44ha	769.75ha

未普及地区整備促進事業については、事業の検討精査中であり、「寒川町污水处理施設整備構想」の改定を進めています。表 4-2 の経営戦略策定期間内の整備計画は参考値としています。

表 4-2 未普及地区整備促進事業(参考)

年度	整備面積 (ha)	事業費 (千円)
R8 年度	1.02	53,500
R9 年度	0.81	24,000
R10 年度	0.79	24,000
R11 年度	0.93	24,000
R12 年度	0.93	24,000
R13 年度	0.93	24,000
R14 年度	0.93	24,000
R15 年度	0.93	24,000
R16 年度	0.93	24,000
R17 年度	0.93	24,000
計	9.13	269,500

4.1.2 耐震化事業

本町では、平成 26 年度から耐震化事業に取り組んでおり、令和元年度までに鉄道、河川及び緊急輸送道路下に埋設されている管渠・人孔について耐震化を進めてきました。令和 7 年度以降は、地域防災計画に位置付けられた災害協力病院及び広域避難場所のうち特に規模の大きい避難所（1 施設）からの排水を受け持つ流末管路を最優先に耐震化を進めていきます。

今後 10 年間の耐震事業への投資額は表 4-3 を予定しています。

表 4-3 耐震化事業

年度	事業費 (千円)
R8 年度	73,000
R9 年度	63,000
R10 年度	22,000
R11 年度	12,000
R12 年度	75,000
R13 年度	53,000
R14 年度	69,000
R15 年度	0
R16 年度	22,000
R17 年度	12,000
計	401,000

4.1.3 雨水整備事業

今後 10 年間の雨水整備事業については、浸水対策実施地区として選定され、現在事業実施中の排水区を対象に幹線及び主要管渠の整備を継続し、期間内での完了を目指し表 4-4 に示す事業費を予定しています。雨水については公費負担を原則とし、必要経費の全額を一般会計からの負担金で充当します。

表 4-4 雨水整備事業

年度	事業費（千円）
R8 年度	142,000
R9 年度	158,000
R10 年度	208,000
R11 年度	114,000
R12 年度	116,000
R13 年度	106,000
R14 年度	122,000
R15 年度	114,000
R16 年度	105,000
R17 年度	29,000
計	1,214,000

表は現在の計画に基づくものであり、今後策定する雨水総合管理計画において、各年度の事業費の検討を行う予定です。

4.1.4 管渠改築更新事業

管渠施設の改築更新事業は、ストックマネジメント計画で健全度の推移、改善の効率性、投資額の実現性を総合的に判断し、長寿命化対策事業、シナリオ 4 をベースとした管路施設の改築更新事業等を実施していく予定で、表 4-5 の事業費を見込みました。

表 4-5 管渠改築更新事業

年度	事業費（千円）
R8 年度	208,283
R9 年度	152,283
R10 年度	217,283
R11 年度	236,293
R12 年度	152,283
R13 年度	180,283
R14 年度	174,283
R15 年度	187,283
R16 年度	219,283
R17 年度	191,283
計	1,918,840

4.1.5 流域下水道建設負担金（県）

本町は、相模川流域下水道の関連公共下水道であり、汚水は流域下水道幹線へ流入後、左岸処理場（柳島管理センター）で処理されています。このため、流域下水道施設の新規建設費や改築更新費用を一定割合で負担する必要があります。

今後 10 年間の「流域下水道建設負担金」は表 4-6 のように推計しました。

表 4-6 流域下水道建設負担金

年度	事業費（千円）
R8 年度	61,000
R9 年度	61,000
R10 年度	61,000
R11 年度	61,000
R12 年度	61,000
R13 年度	61,000
R14 年度	61,000
R15 年度	61,000
R16 年度	61,000
R17 年度	61,000
計	610,000

4.2 その他費用

建設投資以外に発生する費用のうち、上下水道料金一括徴収事務委託料及び流域下水道維持管理負担金について今後の必要額の試算を行いました。

4.2.1 上下水道料金一括徴収事務委託料

上下水道料金一括徴収事務委託料は、各年度の処理区域内の水洗化済み世帯数（水洗化人口に令和6年度1世帯当たり見込み人数である約2.1人を除して得た世帯数）に1世帯あたりの委託料単価（214.1円/世帯<令和6年度単価>）を乗じ、2ヶ月に1回の徴収（年間6回）として表4-7のように算定しました。

表 4-7 上下水道料金一括徴収事務委託料

年度	水洗化世帯 (戸)	料金徴収委託料 単価 (円/戸)	料金徴収委託料 (千円)
R8	20,914	214.1	26,867
R9	20,873	214.1	26,814
R10	20,834	214.1	26,763
R11	20,781	214.1	26,696
R12	20,726	214.1	26,625
R13	20,660	214.1	26,540
R14	20,587	214.1	26,447
R15	20,515	214.1	26,354
R16	20,441	214.1	26,259
R17	20,359	214.1	26,153

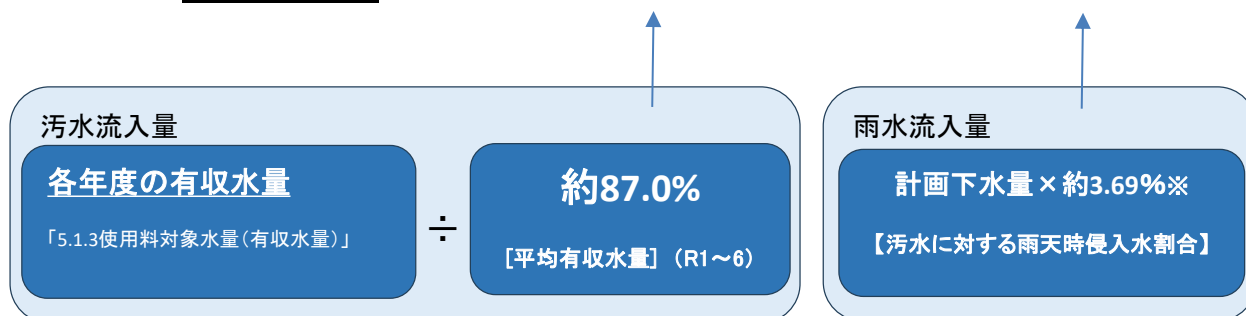
「5.1.1 水洗化人口の推計」
表5-3 水洗化人口の推移 より

4.2.2 流域下水道維持管理負担金の算定

流域下水道維持管理負担金は、公共下水道の下水道使用料金の対象となる有収水量に地下水等の不明水を含めた流域下水道へ流入した処理水量が対象となります。また、本町の公共下水道が接続する相模川流域下水道では汚水処理に関する維持管理負担金とは別に雨天時流入水の処理負担金が算入されるため、雨天時流入水の処理負担金を含んだ負担金を推計しました。

表 4-8 流域下水道維持管理負担金

年 度	負担金合計 (千円)	汚水分 (千円)			雨水分 (千円)		
		流入量 ^{m³} /年	単価 ※	単価 ※	流入量 ^{m³} /年	単価 ※	
R8	218,351	209,221	5,505,812	38	9,131	202,900	45
R9	217,917	208,805	5,494,864	38	9,112	202,497	45
R10	217,507	208,412	5,484,531	38	9,095	202,116	45
R11	216,961	207,889	5,470,753	38	9,072	201,608	45
R12	216,380	207,332	5,456,114	38	9,048	201,069	45
R13	215,693	206,673	5,438,769	38	9,019	200,429	45
R14	214,936	205,949	5,419,701	38	8,988	199,727	45
R15	214,180	205,224	5,400,634	38	8,956	199,024	45
R16	213,409	204,486	5,381,197	38	8,924	198,308	45
R17	212,551	203,663	5,359,547	38	8,888	197,510	45



※神奈川県「相模川流域下水道の維持管理について」の計画値から設定

5 財源計画

持続的な下水道サービスのため下水道施設を維持していくには、経営の安定化が求められます。先の投資計画を実行するためには使用料金収入の推計、将来的な負担を平準化した企業債での資金調達、一般会計からの繰入が必要となります。ここでは、これらの財源について検討を行いました。

5.1 下水道使用料金収入について

5.1.1 水洗化人口の推計

(1) 将来行政人口

本町の行政人口は、現状では増加傾向にありますが、「寒川町人口ビジョン」の推計において、表 5-1 に示すように近い将来減少傾向に転ずることが予測されています。

表 5-1 将来の行政人口の推計

年度	R7	R12	R17
寒川町人口ビジョン	48,955	48,448	47,590

本戦略においては、「寒川町人口ビジョン」の目標人口推計では「移動率の向上」も考慮されていることから、今後の行政人口は、「寒川町人口ビジョン」の目標人口推計を採用することにします。また、「寒川町人口ビジョン」では令和 47 年度までの人口が予測され期間を通して緩やかに減少しています。（図 5-1）

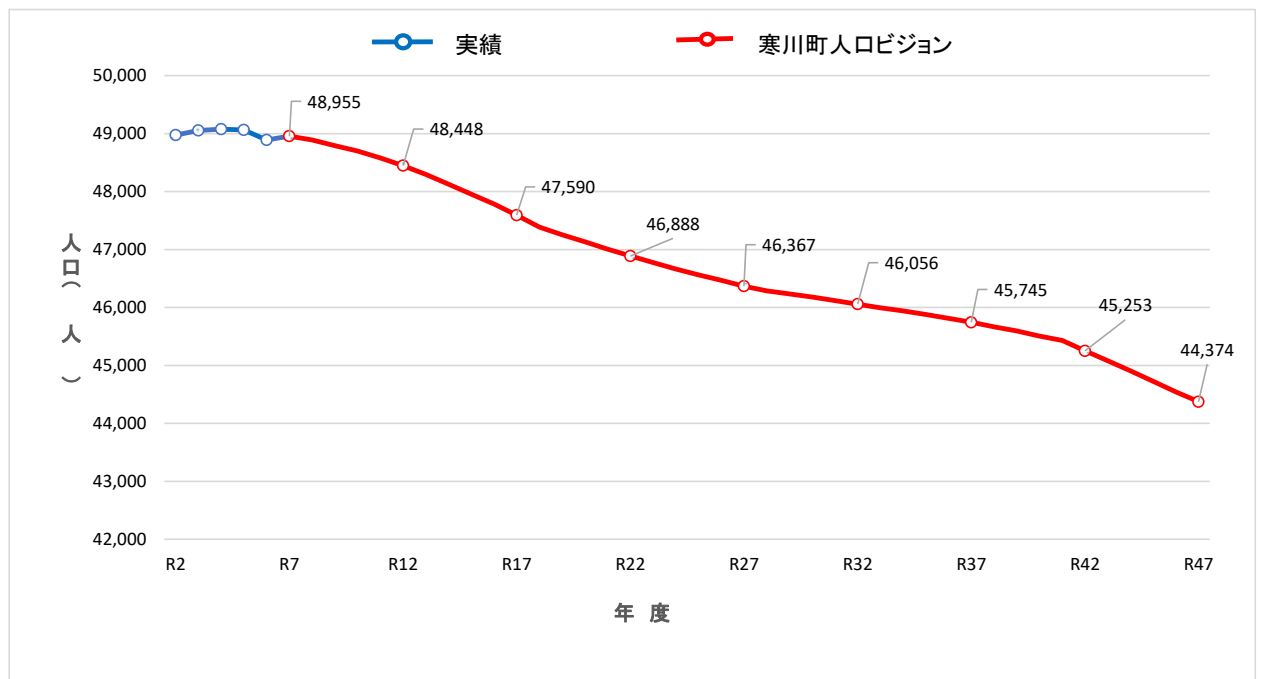


図 5-1 将来人口の推移

(2) 処理区域内人口

将来の計画処理区内人口は、以下の手順により表 5-2 のように推計しました。

- ① 各年の整備区域内の世帯数に 1 世帯当たり人数（令和 6 年度見込値約 2.1 人/世帯）を乗じて、将来処理区域内の令和 6 年度時点の世帯数及び人口を算定。
- ② 処理区域内人口は行政区域内人口と同様の増減傾向と考え、先の将来処理区域内の令和 6 年度時点の人口及び世帯に行政区域内人口の令和 6 年度を基準とした増減率を乗じて、各年度の処理区域内人口と世帯を推計。

表 5-2 処理区域内人口の算定 (人、戸)

基準年度（再掲）	処理区域人口（人）	
	人口	世帯
R6	45,756	21,437

(人、戸)

年 度	下水道整備による増		人口ビジョン 増減率※1	処理区域人口 推計値	(参考) 左の世帯数
	増数	加算後			
参考掲載 R7	27	45,783	0.9978	45,684	21,403
R8	14	45,797	0.9965	45,639	21,382
R9	2	45,799	0.9945	45,548	21,340
R10	0	45,799	0.9926	45,462	21,299
R11	0	45,799	0.9902	45,348	21,246
R12	0	45,799	0.9875	45,227	21,189
R13	0	45,799	0.9844	45,083	21,122
R14	0	45,799	0.9809	44,925	21,048
R15	0	45,799	0.9775	44,767	20,974
R16	0	45,799	0.9740	44,606	20,898
R17	0	45,799	0.9700	44,426	20,814

表中の数値は四捨五入による端数を調整していないため、計算結果は必ずしも一致しません。

※人口ビジョンの各年度の人口推計値に対する数値 2023(R5)年度末の実績人口の割合

(3) 水洗化人口

水洗化人口は、令和6年度で約98.1%であり今後の普及活動により上昇は期待できませんが、新たな整備区域において供用直後の水洗化率は低いため、処理区域全体としては、将来的にも現状の約98.1%とし表5-3のように推計しました。

表 5-3 水洗化人口の推移 (人、戸)

年度	処理区域内人口 (人)	水洗化率	水洗化人口 (人)	(参考) 左の世帯数
参考 R7	45,684	約 98.1%	44,801	20,935
R8	45,639		44,757	20,914
R9	45,548		44,668	20,873
R10	45,462		44,584	20,834
R11	45,348		44,472	20,781
R12	45,227		44,353	20,726
R13	45,083		44,212	20,660
R14	44,925		44,057	20,587
R15	44,767		43,902	20,515
R16	44,606		43,744	20,441
R17	44,426		43,568	20,359

また、長期的な処理区域内人口と水洗化人口の推移を図5-2に示しました。

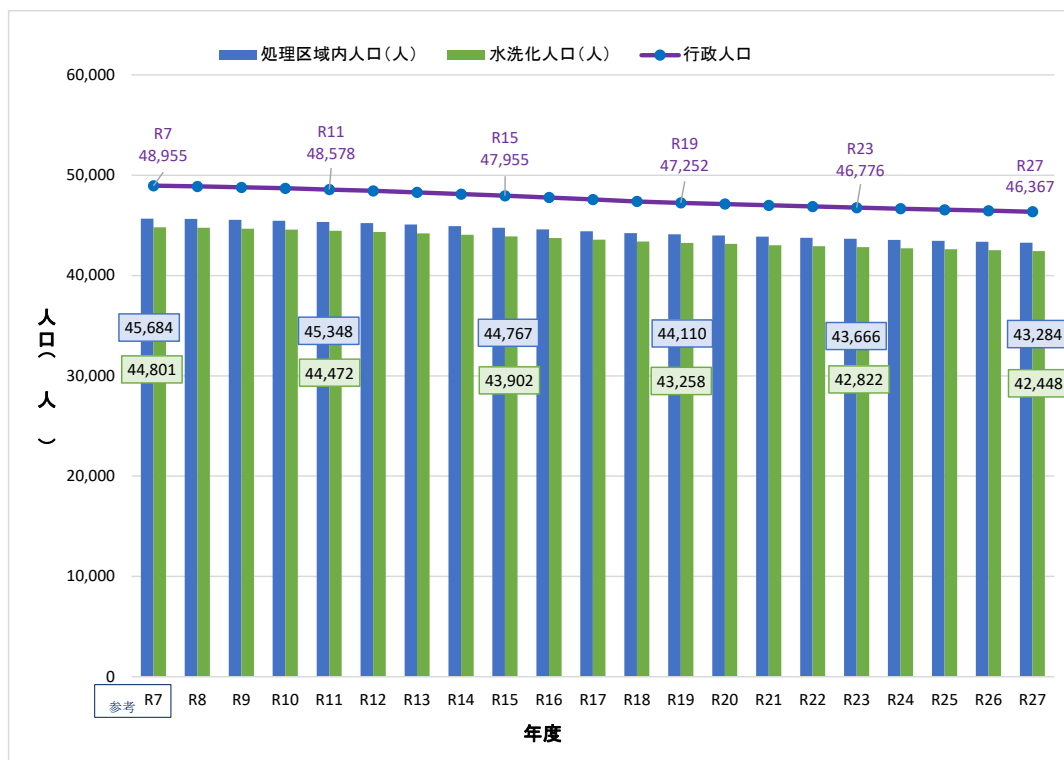


図 5-2 将来水洗化人口の推計

5.1.2 1人1日当りの有収水量

近年の1人1日当りの処理水量は、表5-4に示すように293ℓ/人・日（生活・営業・工場）前後で推移しています。将来的には節水意識の向上や節水機器の普及により減少していくことが考えられますが、近年の動向から大幅な減少はないものと考えて現状と同様としました。

表 5-4 1人1日当りの有収水量

項目	R5	R6	R08以降
1人1日当りの処理水量 (ℓ/人・日)	296	293	293

5.1.3 使用料対象水量（有収水量）

使用料金の対象となる水量は、生活污水、営業污水、工場排水であり、先の1人1日当りの処理水量は、これらの水量を見込んだものです。そのため使用料対象水量（有収水量）は水洗化人口に1人1日当りの処理水量を乗じて算定し、令和17年度で約4,662千m³/年と推定し、長期的には図5-3のように予測しました。



図 5-3 将来水洗化人口・有収水量の推計

5.1.4 使用料金収入の試算

年間の使用料を有収水量で除した 1m³ 当りの使用料金は令和 6 年度で 143.22 円（税抜き）であり、令和 10 年度に料金改定を行い 150 円（税抜き）として今後推移した場合、令和 17 年度の使用料収入は、表 5-5 に示すように 699,266 千円（税抜き）と推計しました。また、長期的な使用料収入は図 5-4 のように推定しました。

表 5-5 使用料収入の推計

年度	有収水量 (m ³ /年)	料金収入税込 (千円/年)	料金収入税抜 (千円/年)
参考 R7	4,793,707	755,211	686,555
R8	4,788,999	754,468	685,880
R9	4,779,476	752,969	684,517
R10	4,770,488	751,552	683,229
R11	4,758,504	785,154	713,776
R12	4,745,771	783,053	711,866
R13	4,730,684	780,563	709,603
R14	4,714,099	777,827	707,115
R15	4,697,514	775,090	704,627
R16	4,680,608	772,300	702,091
R17	4,661,776	769,193	699,266

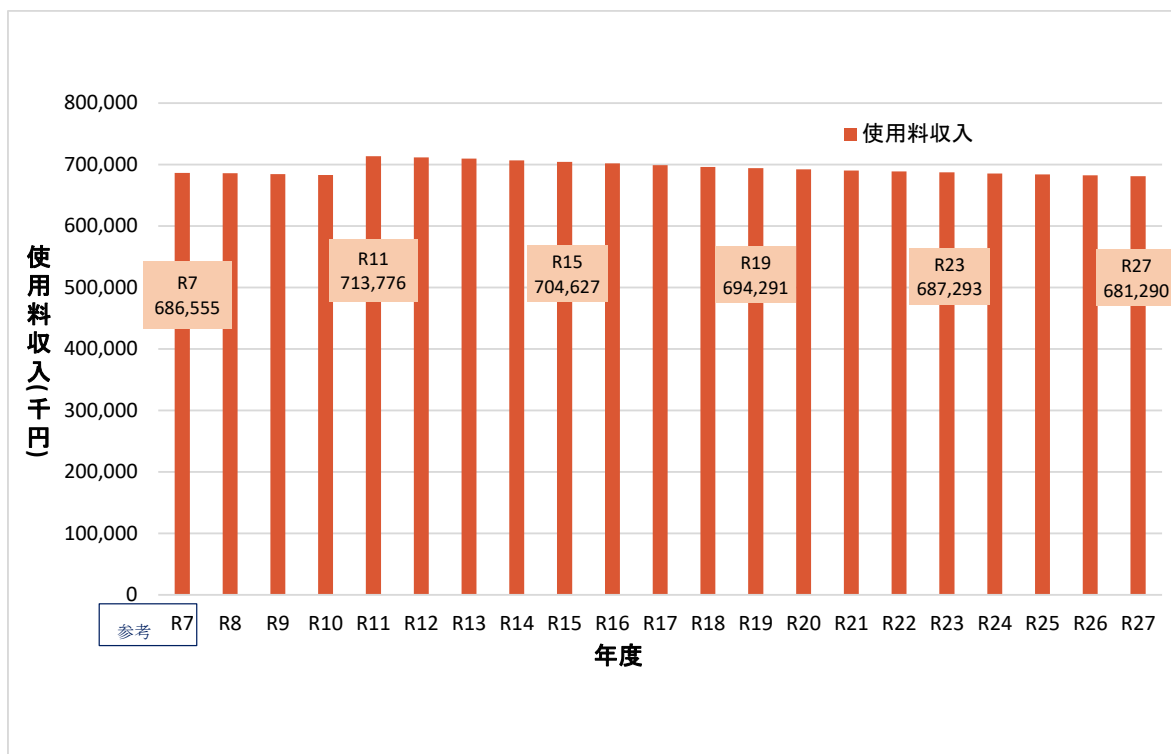


図 5-4 将来使用料収入の推計

5.2 企業債

先行投資型の下水道事業にあって企業債は財源の一部を将来の利用者世代にも負担を求めるといふ点で非常に合理的な側面を持っていることから、継続的に活用することを考えています。

しかし、過度の借入は将来世代に大きな負担を求めることになるため、企業債残高の増加を抑えることを目標とします。

「4.投資計画」の今後の主な投資対象事業を実施した場合の企業債発行額は表 5-6 を見込みました。

下水道事業債の償還は現状と同様に 30 年元利均等償還（5 年据え置き）としています。

表 5-6 企業債借入額 (千円)

年度	下水道事業債	流域下水道債	資本費平準化債	計
参考 R7	346,400	60,000	-	406,400
R8	222,200	60,000	-	282,200
R9	186,100	60,000	-	246,100
R10	233,200	60,000	-	293,200
R11	191,900	60,000	-	251,900
R12	186,800	60,000	-	246,800
R13	190,300	60,000	-	250,300
R14	212,600	60,000	-	272,600
R15	178,400	60,000	-	238,400
R16	213,800	60,000	-	273,800
R17	143,500	60,000	-	203,500
計(R8~R17)	1,958,800	600,000	-	2,558,800

5.3 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金は、汚水私費、雨水公費の原則のもと、総務省「繰出基準」に基づき一般会計負担金として繰り入れることとしていますが、今後はストックマネジメント計画に基づき雨水だけではなく汚水に係る維持管理費についても増加が見込まれることから、繰出基準に基づく繰入金（公費負担分）については増加が見込まれます。

一方、令和6年4月に料金改定を行った影響により、令和5年度以前と比較し料金収入の増加及び経費回収率が改善し(9頁_使用料収入の推移、10頁_経費回収率)、赤字補てんに係る繰出基準外の繰入金は減少が見込まれます。

さらに、令和10年度に国基準で求められる使用料金150円/m³になるよう改定を行うことで、令和17年度の赤字補てんに係る繰出基準外の繰入金は3,823千円となる見込みです。

以上を踏まえ、一般会計からの繰入金は表5-7のように推計しました。繰入金は主に次の内容に区分され、それぞれの内訳は表5-7のとおりとなります。

- ▶ 公費負担分…総務省「繰出基準」に基づく、下水道使用料で賄うべきではない雨水処理に係る負担額及び下水道事業の設備投資が巨額となるために下水道使用料では賄いきれない資本費部分（減価償却費及び支払利息）等の一般会計による負担額
- ▶ 赤字補てん分…繰出基準外だが、損益が赤字とならないために補てんする額
- ▶ 汚水建設改良分…汚水処理施設に係る建設事業費のうち、一般会計によって負担する額（繰出基準外となります）

公営企業は独立採算制に立脚した経営が求められることから、極力一般会計による補てん額に頼らずに、自立した財政基盤のもとで安定的な運営が必須となります。

今後も継続して、本来的な経営収入である使用料のあり方に関し、具体的な向上策を講じる必要があります。

表 5-7 一般会計繰入金の推計

年度	繰入金合計 (千円)	うち公費負担分 (千円)	うち赤字補てん 分(千円)	うち汚水建設改 良分(千円)
参考 R7	383,588	276,940	63,104	43,544
R8	410,589	298,203	73,000	39,386
R9	417,976	327,059	61,000	29,917
R10	482,446	374,939	74,167	33,340
R11	453,187	414,537	3,598	35,052
R12	488,306	451,263	3,634	33,409
R13	494,408	455,837	3,671	34,901
R14	505,790	465,135	3,708	36,947
R15	494,804	460,467	3,746	30,591
R16	509,501	467,368	3,785	38,348
R17	507,057	469,124	3,823	34,110

6 投資・財政計画

6.1 投資・財政計画

第4章、第5章で検討した考え方に基づき策定した、本経営戦略の期間内の投資・財源計画を表6-1、表6-2に示します。

表 6-1 収益の収支

【単位：千円、税抜】

区 分		年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 入	1. 営業収益 (A)		869,562	808,231	857,793	845,362	844,011	879,527	876,326	873,993	871,496	869,618	867,732	865,402
	(1) 使用料収入		686,271	651,818	685,880	684,517	683,229	713,776	711,866	709,603	707,115	704,627	702,091	699,266
	(2) 受託工事収益 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他の		183,291	156,413	171,913	160,845	160,782	165,751	164,460	164,390	164,381	164,991	165,641	166,136
	2. 営業外収益		419,414	478,486	466,038	497,716	516,675	532,430	570,903	578,254	585,842	582,769	590,128	603,127
	(1) 補助金		93,330	150,650	160,804	189,460	207,993	220,737	258,120	263,501	270,461	265,721	272,758	283,825
	他会計補助金		89,430	150,650	160,804	189,460	207,993	220,737	258,120	263,501	270,461	265,721	272,758	283,825
	その他補助金		3,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入		326,036	327,789	305,186	308,208	308,634	311,645	312,735	314,705	315,333	317,000	317,322	319,254
	(3) その他の		48	47	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
収入計 (C)		1,288,976	1,286,717	1,323,831	1,343,078	1,360,686	1,411,957	1,447,229	1,452,247	1,457,338	1,452,387	1,457,860	1,468,529	
収 支 出	1. 営業費用		1,201,605	1,205,852	1,221,672	1,229,235	1,224,175	1,317,630	1,351,049	1,353,973	1,356,953	1,349,281	1,352,855	1,360,699
	(1) 職員給与と		56,271	62,933	60,954	60,954	60,954	60,954	60,954	60,954	60,954	60,954	60,954	60,954
	基本給		31,238	26,685	26,685	26,685	26,685	26,685	26,685	26,685	26,685	26,685	26,685	26,685
	退職給付費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の		25,033	36,248	34,269	34,269	34,269	34,269	34,269	34,269	34,269	34,269	34,269	34,269
	(2) 経費		357,618	352,793	413,681	414,251	406,651	495,185	527,137	527,583	532,161	522,831	528,198	536,307
	動力費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	修繕費		0	526	35,585	34,992	26,188	113,638	144,526	143,998	147,653	137,383	141,807	149,046
	材料費		3,389	5,253	3,537	3,572	3,608	3,644	3,680	3,717	3,754	3,792	3,830	3,868
	その他の		354,229	347,014	374,559	375,687	376,855	377,903	378,931	379,868	380,754	381,656	382,561	383,393
(3) 減価償却費		787,716	790,126	747,037	754,030	756,570	761,491	762,958	765,436	763,838	765,496	763,703	763,438	
2. 営業外費用		76,281	79,698	88,871	90,408	91,850	94,326	96,179	98,273	100,384	103,105	105,004	107,829	
(1) 支払利息		76,281	72,743	77,191	78,728	80,170	82,646	84,499	86,593	88,704	91,425	93,324	96,149	
(2) その他の		0	6,955	11,680	11,680	11,680	11,680	11,680	11,680	11,680	11,680	11,680	11,680	
支出計 (D)		1,277,886	1,285,550	1,310,543	1,319,643	1,316,025	1,411,956	1,447,228	1,452,246	1,457,337	1,452,386	1,457,859	1,468,528	
経常損益 (C)-(D) (E)		11,090	1,167	13,288	23,435	44,661	1	1	1	1	1	1	1	
特別利益 (F)		791	937	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (G)		11	365	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損益 (F)-(G) (H)		780	572	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)		11,870	1,739	13,288	23,435	44,661	1	1	1	1	1	1	1	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		25,394	27,133	40,421	63,856	108,517	108,518	108,519	108,520	108,521	108,522	108,523	108,524	
流動資産		426,377	684,333	688,122	780,357	1,036,633	1,080,295	1,208,187	1,350,577	1,525,075	1,615,535	1,812,711	1,849,641	
うち未収金		235,273	129,810	235,139	234,672	234,230	244,702	244,048	243,272	242,419	241,566	240,697	239,728	
流動負債		652,720	833,905	786,826	689,801	790,866	712,559	680,379	684,412	713,502	658,962	709,978	591,289	
うち建設改良費分		371,280	319,418	358,652	319,418	344,982	332,878	308,785	307,104	300,602	300,728	295,276	288,840	
うち一時借入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち未払金		276,158	514,487	428,173	370,383	445,884	379,681	371,595	377,308	412,900	358,234	414,702	302,449	
累積欠損金比率 ((I) / (A)-(B) × 100)														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)														
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		869,562	808,231	857,793	845,362	844,011	879,527	876,326	873,993	871,496	869,618	867,732	865,402	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 (P)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)														

表 6-2 資本的収支

【単位:千円, 税込】

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算見込)												
資本的 収 入	1. 企 業 債	260,100	406,400	282,200	246,100	293,200	251,900	246,800	250,300	272,600	238,400	273,800	203,500		
	うち 資本費平準化債														
	2. 他 会 計 出 資 金	21,624	21,624	23,288	21,188	63,288	15,378	16,047	15,347	17,732	17,232	16,484	6,716		
	3. 他 会 計 補 助 金														
	4. 他 会 計 負 担 金	14,576	14,576	15,198	16,566	17,043	16,269	16,269	16,269	16,269	16,269	16,269	16,269		
	5. 他 会 計 借 入 金														
	6. 国・都道府県補助金	47,800	43,000	225,833	196,898	234,700	201,553	197,504	200,365	218,186	190,815	219,088	162,884		
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工 事 負 担 金														
	9. そ の 他														
	計 (A)	344,100	485,600	546,519	480,752	608,231	485,101	476,621	482,281	524,786	462,715	525,641	389,369		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
	純計 (A)-(B) (C)	344,100	485,600	546,519	480,752	608,231	485,101	476,621	482,281	524,786	462,715	525,641	389,369		
	1. 建 設 良 費	373,936	543,425	564,582	492,244	586,751	503,883	493,761	500,913	545,464	477,037	547,720	407,210		
	うち 職員給与と費	28,263	28,628	28,628	28,628	28,628	28,628	28,628	28,628	28,628	28,628	28,628	28,628		
	2. 企 業 債 償 還 金	396,510	371,280	358,653	319,419	344,983	332,879	308,785	307,104	300,602	300,729	295,276	288,840		
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金														
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金														
	5. そ の 他														
計 (D)	770,446	914,705	923,235	811,663	931,734	836,762	802,546	808,017	846,066	777,766	842,996	696,050			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	426,346	429,105	376,716	330,911	323,503	351,661	325,925	325,736	321,280	315,051	317,355	306,681			
補 填 財 源															
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	393,080	386,214	348,523	306,664	294,101	326,779	301,595	301,016	294,130	291,633	290,082	287,072			
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額															
3. 繰 越 工 事 資 金															
4. そ の 他	26,495	42,891	28,193	24,247	29,402	24,882	24,330	24,720	27,150	23,418	27,273	19,609			
計 (F)	419,575	429,105	376,716	330,911	323,503	351,661	325,925	325,736	321,280	315,051	317,355	306,681			
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)	6,771	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0			
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)															
企 業 債 残 高 (H)	5,859,043	5,894,163	5,817,710	5,744,391	5,692,608	5,611,629	5,549,644	5,492,840	5,464,838	5,402,509	5,381,033	5,295,693			

○他会計繰入金

【単位:千円, 税込】

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)	(決算見込)												
収 益 的 収 支 分		267,615	303,844	332,717	350,305	368,775	386,488	422,581	427,892	434,843	430,712	438,400	449,962		
	うち 基準内繰入金	248,615	240,740	259,717	289,305	294,608	382,890	418,947	424,221	431,135	426,966	434,615	446,139		
	うち 基準外繰入金	19,000	63,104	73,000	61,000	74,167	3,598	3,634	3,671	3,708	3,746	3,785	3,823		
資 本 的 収 支 分		42,971	79,744	77,872	67,671	113,671	66,699	65,725	66,517	70,947	64,091	71,101	57,095		
	うち 基準内繰入金	42,971	36,200	38,486	37,754	80,331	31,647	32,316	31,616	34,001	33,501	32,753	22,985		
	うち 基準外繰入金	0	43,544	39,386	29,917	33,340	35,052	33,409	34,901	36,947	30,591	38,348	34,110		
合 計		310,586	383,588	410,589	417,976	482,446	453,187	488,306	494,408	505,790	494,804	509,501	507,057		

6.2 経費回収率向上のためのロードマップ

(1) 業績指標及び目標年限

経費回収率及び経常収支比率を業績指標とします。

経費回収率は、令和 6 年度時点では 95.5%と 100%に近づいており、令和 10 年度を目途に使用料改定を行い、100%とすることを目標とします。

さらに、経常収支比率は、100%以上の状態を維持することを目標とします。

(2) 使用料改定の必要性

令和 6 年 4 月に使用料を改定し経費回収率は向上しましたが、経費回収率が 100%に達していない一方、人件費、物価の高騰、老朽化に伴う維持管理費用の支出増により今後の費用増加が見込まれます。

また、寒川町下水道運営審議会「答申書」（平成 24 年 10 月 31 日）においては「使用料体系のあり方については、下水道に求められる役割や経営の効率化、経費負担の明確化を常に検証し、定期的な使用料の見直しを含め、より一層の経営努力を行うことに努められたい。」、寒川町下水道運営審議会「答申書」（令和 3 年 4 月 15 日）においては「今後の使用料改定にあたっては、継続的に経営状況と財政状況を検証し、社会情勢や経済の動向などに配慮したうえで、令和 7 年度に経費回収率 100%を達成することを目標とされたい。」及び寒川町下水道運営審議会「意見書」（令和 4 年 12 月 22 日）においても「令和 7 年度の改定により 経費回収率 100%を達成するように、社会情勢や経費の動向を踏まえたうえで十分な検討を行い、使用料改定に努められたい。」とされていることから、これら答申書及び意見書に基づき、令和 7 年度以降の使用料改定結果を分析の上、令和 8 年度より使用料改定の必要性について検討を開始し、令和 10 年度を目途に使用料水準の改定を進めます。

(3) 収入増加の取り組み

未普及地区の整備促進事業（4.1.1 参照）を継続して進めます。また、水洗化率がすでに高い水準にありさらなる改善には限界があることから、上記（2）のとおり令和 11 年度を目途に経費回収率 100%を達成するために使用料の改定を進めます。

(4) 経費削減の取り組み

令和 7 年度においてストックマネジメント計画の見直しを行い、見直し後のストックマネジメント計画に基づき、減価償却費を含む施設管理費用やライフサイクルコストの削減に継続して取り組むほか、企業債の計画的な償還と新規発行の抑制による支払利息の増加抑制にも取り組みます。

(5) 定期的な検証及び見直し

経営戦略についての策定期間は 10 年ですが、既存施設の維持管理や改築更新にあたり、適正な財政計画が必要となるため、決算状況を活用し、（2）における答申書（平成 24 年 10 月 31 日）の内容も踏まえて、3～5 年を目安に定期的な使用料の見直しを含め、収支計画に関する見直しを行います。

項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営指標	① 経費回収率	95.5%	→			100.0%	→					
	② 経常収支比率	100.0%	→									
取組項目	① 経営戦略の改定	●					●					●
	② 使用料の改定（検討期間含む）		→			●						
	③ 未普及地区の整備促進		→									
	④ スtockマネジメント計画の見直し	●										
	⑤ スtockマネジメント計画に基づくライフサイクルコストの削減		→									
	⑥ 定期的な検証及び使用料・収支計画の見直し		→									

図 6-1 業績指標と取組み項目

※使用料改定の検討にあたって

実際の使用料金の改定時期や改定幅は、詳細な料金改定検討を経て決定されるため今回の計画と実際の改定率は異なる可能性があります。改定の検討にあたっては社会情勢や利用者への負担感などの要素を踏まえ、迅速に改定を進めてまいります。

6.3 企業債計画について

今後の企業債の借入推移は、5.2において記載のとおり、過度の借入は将来世代に大きな負担を求めることになるため、企業債残高の増加を抑える計画となります。

具体的には、令和8年度から令和17年度までの10年間において、下水道事業債の新規借入れが合計19.6億円、同じく流域下水道債の新規借入れが6.0億円、合計25.6億円を見込む一方、既存借入額の償還が進むことにより、令和17年度末における企業債残高は53.0億円と、令和7年度末残高58.9億円と比べて、約6.0億円の減少を見込んでいます。

本経営戦略期間以降の借入にあたっては、構築物の耐用年数になるべく近い償還年数や元金均等償還の採用など最も有利となる方策を探り、さらに今後も建設改良事業費の年度ごとの平準化や建設改良事業費に占める企業債の発行割合を一定割合に抑制する等の対応により、将来負担の平準化を図ります。

7 効率化・経営健全化の取組

7.1 人材に関する事項

全国的に見て、これまでに下水道の整備普及が大きく進んできた一方で、既存施設の老朽化が深刻な状況となっています。このような中で、下水道施設の今後は普及促進から維持管理の時代へ移行しつつあり、本町においてもウォーターPPP等の官民連携の取り組みを進めていく方針です。

本町下水道事業を取り巻く環境はこのような過渡期に差し掛かっており、職員の資質においても建設に関する知識以外に財務・経営面や官民連携手法等様々な専門知識の習得が求められます。

このため、各種研修会に積極的に参加し、職員の育成、技術の継承、資質の向上に努めます。

7.2 広域化・共同化・最適化に関する事項

本町は流域関連公共下水道として整備を行っていることから、汚水処理の面では流域下水道を構成する他の自治体と広域化・共同化を行っている状況にあります。

具体的には、すでにソフト連携として「事務の共同化」について、県内他団体と共同で公共下水道使用料の徴収事務を水道事業者（県）に委託する取り組みを行っています。

さらに、今後は県相模川流域下水道や県内他団体との連携の下、下記のとおりハード連携・ソフト連携の両面から広域化・共同化に関する取り組みを拡大する方針です。

(1) ソフト連携（事務の共同化）

排水設備関連事務の共同化として、職員の事務負担軽減や申請者の利便性向上を図るため、市町村で行っている排水設備関連事務（指定下水道工事店登録申請・責任技術者登録申請・排水設備工事確認申請等）の共同化に関して、実施に向けた検討を進めます。

(2) ソフト連携（BCP 共同化）

災害時における資機材の相互融通として、災害時における対応能力の向上を図るため、各自自治体の資機材保有状況の情報を共有するなどし、相互融通できる体制を構築することについて、実施に向けた検討を進めます。

今後も関連の動向を注視し、上記取り組みも含めて必要に応じて広域化・共同化の可能性を検討していきます。

7.3 その他の経営基盤に関する事項

今後、管渠施設の老朽化が進行すると不明水の増加により有収率が徐々に低下していくことも考えられます。このことは、流域下水道へ支払う維持管理負担金の増加を招き、一般会計からの繰入金が増加することになります。

また、浸水被害を軽減するためには雨水管のさらなる整備・強化が必要であり、さらには流域下水道の改築・更新に係る建設負担金が増加していく可能性もあります。

このため、ストックマネジメント計画に基づいた計画的改築・維持管理の実施に努め、極力企業債残高の増大を抑制するとともに、建設改良費の平準化等、健全な経営基盤の強化に努めます。

7.4 情報公開に関する事項

下水道に関する情報は、町のホームページ内の「くらしの便利ガイド」で掲載しています。

経営の状況等の情報についても、他の下水道に関する情報と合わせて、町のホームページで公表していきます。

7.5 経営戦略の事後検証

この経営戦略の進捗管理は各年度末及び決算時に行い、全体の見直しは令和12年度までに行うこととします。見直しにおいては経営戦略期間内の各決算や指標をもとに、下水道運営審議会等を活用した検証を行います。

なお、経営戦略の進捗状況が大きく乖離した場合や投資、財政の条件が大幅に変更となった場合には、途中年度においても見直しを検討します。

8 まとめ

寒川町の下水道事業は昭和 49 年の事業開始、さらに昭和 59 年に供用を開始してから 41 年にわたり重要なライフラインとして住民生活を支えるとともに快適で衛生的な生活環境を提供してきました。

しかし、今後の下水道事業の経営については、人口減少社会の到来や節水機器の普及により、事業運営の根幹をなす料金収入の減が予想されます。一方、支出については過去に建設した大量の施設ストックの更新や地震に備えた耐震化等への投資が必要となることから増加することになります。このように、今後厳しい状況が見込まれるなか、下水道事業は社会インフラとして安定したサービスを提供していく必要があります。

このため、今後は一層の経費節減や定期的な料金改定等により得られた財源を有効活用することにより、将来にわたって持続可能な下水道サービスを提供し、住民に信頼される安心で安定した下水道事業運営を行っていきます。

寒川町公共下水道事業経営戦略

令和8年3月発行

発行／寒川町

編集／都市建設部下水道課

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地